

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成30年10月17日

水 曜 日

第 4413 号

目 次

告 示

- 富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表 1
- 道路の位置の指定 3
- 指定自立支援医療機関の名称の変更 4

公 告

- 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施 5

告 示

富山県告示第436号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定に基づく富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成30年富山県告示第 335号の2）のうち、富山県のくろまぐろの保存及び管理に関する計画（平成30年富山県告示第 335号の3）の一部を平成30年9月28日付けで以下のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

平成30年10月17日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項を次のように改める。

2 くろまぐろの漁獲可能量について富山県の知事管理量に関する事項

本県における第4管理期間（平成30年7月1日～平成31年3月31日）の知事管理量は次のとおりである。

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚（以下「小型魚」という。）	104.2トン	うち 10.42トンを管理期間当初に留保する。
---------------------------------	---------	-------------------------

くろまぐろ30キログラム以上の大型魚（以下「大型魚」という。）	7.4トン	うち1.24トンを管理期間当初に留保する。
---------------------------------	-------	-----------------------

農林水産大臣が、我が国全体の採捕の数量が小型魚又は大型魚の漁獲可能性を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認め、当該採捕の数量を公表した場合は、表中の本県の知事管理量は、その時点における本県の大型魚又は小型魚の採捕の数量に変更され、当該知事管理量が消化されたこととなる。

第3項第1号アの表を次のように改める。

採捕の種類	割当量
定置漁業	89.94トン
漁船漁業等	3.84トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第3項第1号イの表を次のように改める。

海域及び期間	数量
水見漁業協同組合の地先水面	61.31トン
うち30年 7月～9月	23.21トン
10月～12月	19.38トン
31年 1月～3月	18.72トン
新湊漁業協同組合の地先水面	22.39トン
うち30年 7月～9月	10.99トン
10月～12月	10.85トン
31年 1月～3月	0.55トン
とやま市漁業協同組合の地先水面	2.46トン
うち30年 7月～9月	1.41トン
10月～12月	0.80トン
31年 1月～3月	0.25トン
魚津漁業協同組合の地先水面	3.14トン
うち30年 7月～9月	1.32トン
10月～12月	1.62トン

	31年 1月～3月	0.20トン
その他漁業協同組合の地先水面	うち30年 7月～9月	0.38トン
	10月～12月	0.11トン
	31年 1月～3月	0.15トン

(注) 漁業協同組合の地先水面とは、本県の定置漁業権又は共同漁業権の免許を受け、当該漁業協同組合の産地市場に水揚げする漁業者が漁場としている区域をいう。

第3項第2号アの表を次のように改める。

採捕の種類	割当量
定置漁業	6.16トン

第3項第2号イの表を次のように改める。

海域及び期間	数量
氷見漁業協同組合の地先水面	3.50トン
その他漁業協同組合の地先水面	2.66トン

第5項第3号ウを次のように改める。

ウ 全国数量

農林水産大臣が、我が国全体の採捕の数量が小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超え、又は超えるおそれが著しく大きいと認め、当該採捕の数量を公表した場合は、当該知事管理量はその時点における本県の採捕の数量に変更されることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令の適用対象となる。

第5項第5号中「6.27トン」を「0.74トン」に、「0トン」を「5.53トン」に改める。

(水産漁港課)

富山県告示第437号

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

平成30年10月17日

富山県知事 石 井 隆 一

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	6.00	29.05	小矢部市芹川 3811番1	小矢部市芹川 3811番1	平成30年 8月23日
2	6.00	83.86	砺波市太郎丸641 番2	砺波市太郎丸240 番3	平成30年 8月27日
3	6.00	53.67	小矢部市埴生字 北反畝1688番	小矢部市埴生字 北反畝1688番	平成30年 9月6日
4	6.00	15.64	小矢部市埴生字 北反畝1688番	小矢部市埴生字 北反畝1688番	平成30年 9月6日
5	6.00	17.61	小矢部市埴生字 北反畝1688番	小矢部市埴生字 北反畝1688番	平成30年 9月6日
6	6.00	63.61	魚津市北鬼江 2939番	魚津市北鬼江 2939番	平成30年 9月18日
7	4.53	25.00	黒部市田家新931 番2	黒部市田家新931 番2	平成30年 9月21日

富山県告示第438号

指定自立支援医療機関の名称の変更について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称を変更する旨の届出があったので、同法第69条第2号の規定により公示する。

平成30年10月17日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		所在地	担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	変更年月日
名称					
変更前	変更後				

みらい本江薬局	共創未来本江薬局	魚津市本江1623番2	育成医療・更生医療	調剤	平成30年9月28日
みらいつばき薬局	共創未来東三日市薬局	黒部市三日市3470番地	育成医療・更生医療	調剤	平成30年9月29日
みらい黒部薬局	共創未来黒部薬局	黒部市三日市1076番1	育成医療・更生医療	調剤	平成30年9月29日

公 告

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

平成30年10月17日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称及び数量
大型3面シミュレーション装置 一式
- (2) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成31年3月29日
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成30年富山県告示第182号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富

山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(平成30年富山県告示第182号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424(直通)

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年10月17日から同年11月7日までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成30年10月31日 午後2時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(4) 応札仕様書等の提出期限

平成30年11月14日 午後5時15分

(5) 入札書の受領期限

平成30年11月30日 午前11時（郵便による場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。）

5 入札・開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成30年11月30日 午前11時

(2) 開札場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を4の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Large-sized 3-sided simulation device, one set
- (2) Time limit of tender
11:00 a.m. 30 November 2018
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424